

山口県建築行政マネジメント計画

平成 27 年 6 月 30 日

令和 2 年 6 月 30 日 改定

令和 7 年 8 月 4 日 改定

山口県建築行政連絡協議会

目 次

第 1 建築行政マネジメント計画の位置づけ

- 1 マネジメント計画策定の趣旨 … 1
- 2 マネジメント計画の策定
- 3 マネジメント計画の対象範囲
- 4 マネジメント計画の公表
- 5 達成状況の把握
- 6 取組の見直しと継続的改善

第 2 取り組むべき施策、目標及び役割分担等

- 1 建築確認から完了検査までの建築規制の実効性の確保 … 2
 - (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底
 - (2) 中間検査・完了検査の徹底
 - (3) 工事監理業務の適正化とその徹底
 - (4) 建築確認に関係した各種届出等の徹底
 - (5) 建築確認申請等の電子化の検討
- 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督 … 5
 - (1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督
 - (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督
- 3 違反建築物等への対策の徹底 … 6
 - (1) 違反建築物対策の徹底
 - (2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底
- 4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 … 8
 - (1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進
 - (2) 建築物の耐震診断・改修の促進
 - (3) 建築物に係るアスベスト対策の推進
 - (4) 既存不適格建築物等の安全性の向上と有効活用
- 5 事故・災害時の対応 … 10
 - (1) 迅速かつ適確な事故対応
 - (2) 迅速かつ適確な災害対応
- 6 消費者への対応 … 11
- 7 特定行政庁の執行業務体制の整備 … 12
 - (1) 内部組織の執行体制
 - (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制
 - (3) データベースの整備・活用
- 8 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書 … 13

第 1 建築行政マネジメント計画の位置づけ

1 マネジメント計画策定の趣旨

本県においては、平成 22 年 7 月以降、各特定行政庁及び県指定確認検査機関が円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書を「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について」（平成 22 年 5 月 17 日付国住指第 655 号）に基づき作成し、建築確認審査の迅速化及び審査過程のマネジメントの取組を実施している。

また、平成 27 年 6 月には、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（平成 27 年 2 月 20 日付国住指第 4428 号）に基づき、県内の特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関で構成される「山口県建築行政連絡協議会」が主体となって、新たに「山口県建築行政マネジメント計画」（以下、「マネジメント計画」という。）を策定し、目標を設定するとともに、講ずる施策を明確にし、当該施策を念頭に取組んできた。

計画策定後、建築行政の分野においては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号、令和 6 年法律第 53 号）が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされているところである。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境下で建築物の安全性を確保するための更なる取組が求められていることから、本県における現状及び「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について」（令和 2 年 2 月 5 日付国住指第 3643 号、令和 7 年 3 月 11 日付国住指第 415 号）を踏まえ、マネジメント計画の見直しを行い、引き続きマネジメント計画に基づく取組を進めることとする。

2 マネジメント計画の策定

(1) マネジメント計画は、「山口県建築行政連絡協議会」が策定する。

(2) マネジメント計画の実施期間は、令和 11 年度末までとする。なお、期間満了後も新たなマネジメント計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。

3 マネジメント計画の対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

4 マネジメント計画の公表

策定したマネジメント計画については、ホームページ等で広く公表するとともに、必要に応じて、説明会等により関係者に周知する。

5 達成状況の把握

目標達成状況について、基本的に毎年度末にとりまとめを行い検証するとともに、必要な対応を行うこととする。

6 取組の見直しと継続的改善

目標達成状況を踏まえて、適宜、マネジメント計画に盛り込んだ具体的な取り組むべき施

策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて地域の実情を踏まえたマネジメント計画の見直しを行うなど、計画の継続的な改善を図るものとする。

第 2 取り組むべき施策、目標及び役割分担等

注) 表記について

- 「特定行政庁」 特定行政庁（限定特定行政庁を含む）
- 「指定確認検査機関」 県内に事務所を置く指定確認検査機関である一般財団法人山口県建築住宅センター、ハウスプラス中国住宅保証株式会社、日本E R I 株式会社
- 「指定確認検査機関等」 指定確認検査機関 及び県内に事務所を置く指定構造計算適合性判定機関である一般財団法人山口県建築住宅センター

1 建築確認から完了検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

【現 状】

○県内における建築確認件数の推移 [表 1]

項目		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
特定行政庁	確認件数 (E)	619	529	454	398	397
	確認件数 (計画変更)	33	32	24	18	20
	計 (A)	652	561	478	416	417
	全件数のうち特定行政庁分の割合 (A/C)	10.5%	9.7%	7.6%	6.9%	7.9%
	(参考) 計画通知に係る確認件数	113	120	103	102	105
指定確認検査機関	確認件数 (G)	5,136	4,860	5,455	5,241	4,584
	確認件数 (計画変更)	407	362	360	387	279
	計 (B)	5,543	5,222	5,815	5,628	4,863
	全件数のうち指定確認検査機関の割合 (B/C)	89.5%	90.3%	92.4%	93.1%	92.1%
合計 (C=A+B)		6,195	5,783	6,293	6,044	5,280

【目 標】

○確認申請から確認済証交付までの所要期間

法定処理期間以内（指定確認検査機関等にあっては各々が定める処理期間以内）

【施 策】

特定行政庁・指定確認検査機関等

- 確認審査等の指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施
- 山口県建築行政連絡協議会を活用した、特定行政庁及び指定確認検査機関等の情報共有、意見交換、課題の把握・解決、運用基準の統一等への取組を通じた適確な建築確認審査の推進
- 確認審査、構造計算適合性判定審査、消防同意手続きの円滑・迅速な実施（法改正への適確な対応）
- データベース等を活用した設計者の適格性の確認
- 日本建築行政会議等を通じた情報の収集・活用等による運用の円滑化
- 審査担当者の審査技術向上のため、各機関等において審査担当者の講習会等への積極的な参加に取り組むと共に、山口県建築行政連絡協議会における審査事例研究の取組等を実施

特定行政庁

- 確認審査における解釈の明確化等を図るため、法令等の解釈、取扱い等についての運用基準等を策定

山口県

- 山口県建築基準条例の解釈、取扱い等についての解釈・運用基準等を策定

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

【現 状】

- 完了検査率は平成 10 年度には約 4 割であったが、平成 11 年度に山口県建築物安全安心実施計画を策定して以降、完了検査率は向上している。

【目 標】

- 適確な中間検査・完了検査の実施

【施 策】

特定行政庁・指定確認検査機関

- 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立ち会い
- 中間検査・完了検査制度について、チラシ等による周知徹底
(確認済証の交付時に完了(中間)検査の申請が必要である旨を周知するチラシの添付等)

特定行政庁

- 未受検建築物に対する督促
- 未受検建築物に係る報告徴収、立入検査の実施
- データベース等で完了予定年月日を調査し、完了予定が間近な建築物の施工状況を確認し、建築主、代理者及び工事監理者等に対し完了検査申請を督促する。(建築主、代理者及び工事監理者等に対し完了検査申請を督促する。(年1回程度))

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者による工事監理が適確に行われることが重要である。このため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

【現 状】

- 建築確認申請時に工事監理者が未定である場合、建築確認時に工事監理者届の提出を指導している。
- 完了検査時に、工事監理報告書の記載状況を確認し、必要に応じて指導している。
- 大規模な建築物等について、工程届の提出を求め、工事監理の状況を確認している。

【目 標】

- 適確な工事監理の実施

【施 策】

特定行政庁・指定確認検査機関

- 建築確認申請時に工事監理者の記載の徹底
- データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認
- 工事監理状況報告書提出義務の徹底
- 確認済証の交付時点で工事監理者が定められていない場合、建築確認時に工事監理者届の様式を添付し、建築主に対する工事監理者を定める義務についての教示及び届出を徹底
- 中間検査、完了検査時に工事監理者の立ち会い

特定行政庁

- 特殊建築物、大規模建築物等について、工程届の提出を求め、工事監理の状況を確認

山口県

- 各種講習会等における工事監理の必要性や重要性についての建築主及び工事監理者に対する意識啓発

(4) 建築確認に関係した各種届出等の徹底

建築確認申請に併せて提出される「建築物省エネ法」「バリアフリー法」「エコまち法」「山口県福祉のまちづくり条例」などの届出等についても、適正な審査・指導を行う。

(5) 建築確認申請等の電子化の検討

特定行政庁は、建築確認申請及び確認審査報告の電子化に向けた体制の検討を行う。

2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督

建築確認及び検査業務で重要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における公正かつ適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する。

【現 状】

○令和6年度末現在、本県を業務エリアにしている指定確認検査機関は18機関で、うち3機関が県内に事務所を設置している。また、本県を業務エリアにしている指定構造計算適合性判定機関は11機関で、うち1機関が県内に事務所を設置している。

○指定確認検査機関による県内の建築確認処理件数の推移 [表1]参照

○指定構造計算適合性判定機関による県内の構造計算適合性判定件数の推移 [表2]

	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
判定件数	131	130	139	137	165

○現在、県指定の指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対しては年1回立入検査を行っている。

【目 標】

○県指定確認検査機関・構造計算適合性判定機関への立入検査を定期的実施する。

【施 策】

山口県

○指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準の作成とこれに基づく指導・監督や処分の徹底

○県内に事務所を置く指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への特定行政庁と連携した立入検査（必要に応じた抜き取り調査等を含む）

○県外に事務所を置く指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への指定権者と連携した必要に応じた立入検査

○県指定確認検査機関及び県指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等の公表

特定行政庁

○指定確認検査機関に対して法第6条の2第6項による通知を行った場合等、指定確認検

査機関・指定構造計算適合性判定機関の不適當な行為等の内容に応じた、指定権者、委任権者及び資格者の登録権者に対する情報共有

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

【現 状】

○令和6年4月1日現在、県内の建築士事務所登録数は956件あり、新規登録時及び5年に1回を目標に立入検査を実施している（コロナ禍による立入検査自粛期間を除く。）。

○現行の二級建築士・木造建築士の懲戒処分及び建築士事務所の監督処分の基準は、平成27年5月に制定している。

○建築士事務所における所属建築士の定期講習の受講義務及び業務報告書の提出義務についての周知を図っている。

【目 標】

○計画的な立入検査の実施 建築士事務所新規登録時 及び 5年に1回

【施 策】

特定行政庁

○確認申請窓口における建築士の定期講習の受講等の周知徹底

○建築士又は建築士事務所に関し、違法行為等を把握した場合の国土交通大臣又は都道府県知事に対する情報共有

山口県

○定期講習の受講促進等の周知徹底

○建築士事務所立入調査実施要綱に基づく建築士事務所に対する立入検査の計画的な実施

○山口県建築士事務所指導要綱に基づく指導・監督の徹底

○山口県建築士法違反取扱要領に基づく違反処理の徹底

○建築士事務所における業務報告書の提出義務の周知徹底

○建築士事務所における図書保存の制度の周知徹底

○二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の処分履歴等の公表

3 違反建築物等への対策の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

近年、診療所、ホテル・旅館、認知症高齢者グループホーム、未届の有料老人ホーム、個室ビデオ店等の火災死亡事故等が発生しているが、これらの建築物において火災等が発生した場合には重大な被害が発生することから、県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関、建設業許可等の関係部局と連携し、違反建築物等の実態を把握するとともに、違反建築物等の対策を推進する。

【現 状】

- 診療所、ホテル・旅館等の火災死亡事故等を踏まえ、緊急点検やフォローアップ調査を行い、違反建築物の是正指導を行っている。
- 不適合案件への対応が増加している。

【目 標】

- 違反建築物対策の徹底

【施 策】

山口県

- 違反情報、違反对応に関する国・特定行政庁との情報共有
- 違反建築物に関与した建築士・建築士事務所に係る調査の実施

特定行政庁

- 警察、消防、福祉等の関係機関、建設業許可等の関係部局との連携体制の確保（連絡名簿の共有、違反建築物等に関する情報収集、情報交換等の協力体制の整備）
- 違反情報、違反对応に関する国・都道府県との情報共有、特定行政庁間での情報共有
- 建築確認・検査等の手続きの周知・徹底を図り、違反建築を防止するため、違反建築防止週間等の取組として、違反建築物パトロールを実施
- 違反建築物に係る是正・指導の徹底
- 県内の特定行政庁間の連携体制の確保（連絡名簿の共有、違反建築物に関与した建築士や施工者、違反事例の情報共有等）
- 関係部局との連携体制の確保（役割分担の整理、連絡名簿の共有、違反建築物に関与した建設業者・宅建業者等の情報提供等）
- 違反是正の事務処理規定を策定し、違反建築物等に係る是正・指導を徹底
- 重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施
- 違反建築物等に係る情報の公表

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーターについては、情報の受付窓口を設置するとともに、労働基準監督署との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合は、所要の措置を講じる指導を徹底する。

【現 状】

- 現在、違法設置エレベーターについては、国からの情報を受けて、現地調査や是正指導等の対応を行っている。

【目 標】

- 違法設置昇降機の安全対策の徹底

【施策】

特定行政庁

- 違法設置エレベーターに関する情報の受付窓口の設置
- 労働基準監督署等との連携による違法設置エレベーターに関する情報把握
- 労働基準監督署等との連携による違法設置エレベーターに対する是正措置の実施の徹底

4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、防火設備・昇降機・遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を促進する。

定期報告の履行の徹底にあたっては、データベース等の活用により実効性が上がるよう取り組む。

【現状】

- 過去5年間における定期報告率は次の表のとおりである。
- 督促等の継続的な取組が必要
- 特殊建築物等の定期報告の状況 [表 3]

		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
特殊建築物	報告すべき件数		648	669		628
	報告件数		362	413		376
	報告率 (%)		55.9%	61.7%		59.9%
昇降機	報告すべき件数	5,781	5,854	5,860	5,898	5,961
	報告件数	5,615	5,634	5,634	5,634	5,652
	報告率 (%)	97.1%	96.2%	96.1%	95.5%	94.8%

【目標】

- 定期報告率の向上 特殊建築物の報告率 80%、昇降機等の報告率 100%

【施策】

特定行政庁

- 建築物及び昇降機等の定期報告制度の周知徹底
- ホームページ等を通じた定期報告時期等の周知
- 地域の実情等を踏まえた定期報告対象建築物等の適切な指定
- 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備
- 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底
- 未報告建築物に係る報告徴収、立入検査の実施
- 報告内容を踏まえた是正指導の徹底
- 定期報告対象建築物に対する消防部局と連携した定期的な防災査察の実施（未報告建築物に対する重点的な実施）

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

山口県耐震改修促進計画等に基づいて、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を促進するとともに、耐震基準に満たない建築物の耐震改修を促進する。

(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備や実態把握、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。

【現 状】

○平成元年度以前に建てられた延べ面積 1,000 m²以上の建築物について平成 17 年度から立入調査等を実施し、データベース化を図っている。

【目 標】

- アスベスト対策の徹底
- 建築物所有者等への啓発

【施 策】

特定行政庁

- アスベスト対策の周知徹底
- アスベストを有する建築物に係るデータベースの更新
- アスベストの分析調査や除去等費用の助成制度の普及
- アスベスト対策関係部局との連携
- 所有者等からの問い合わせに適切に対応できる相談体制の整備

(4) 既存不適格建築物等の安全性の向上と有効活用

既存不適格建築物について、所有者等が法令に関する認識が十分でない状況に鑑み、法制度や施策の周知徹底等を行う。

【現 状】

- 定期報告及び防災査察において、既存不適格建築物の既存不適格項目の内容を把握し、所有者等への適切な維持管理を指導している。
- 一定規模の増改築時に既存不適格項目の改修工事が義務付けられている。

【目 標】

- 既存不適格建築物等の所有者等に対する改修工事の重要性・必要性の周知と改修の促進

【施 策】

特定行政庁

- 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底
- 既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知と改修工事の促進
- 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知

5 事故・災害時の対応

(1) 迅速かつ適確な事故対応

建築物の他、エレベーターや遊戯施設の事故発生時においては、警察等との連携による迅速かつ適確な事故対応を行う。

【現 状】

○国の技術的助言等に基づき、関係機関と連携した対応を実施し、国土交通省への情報提供を行っている。

【目 標】

○事故発生時の迅速な対応及び事故発生を防止するための取組の実施

【施 策】

山口県

○建築関連団体等外部組織との協力体制の整備

特定行政庁

○警察等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施

○事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省への情報提供

○同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示

○県内の特定行政庁における事故情報の共有

(2) 迅速かつ適確な災害対応

迅速かつ適確な災害対応を可能とする体制整備を図る。

【現 状】

○地震被災建築物応急危険度判定士の養成講習会を毎年開催しており、判定士の登録数（事故者除く）は次のとおりである。

令和6年度末の登録者数 1,159名（うち公務員257名）

うち令和6年度末の55歳以下の登録者数 374名（うち公務員212名）

○判定活動を円滑に実施するため行政職員等からなる地震被災建築物応急危険度判定コーディネーターを予め養成しており、令和6年度末時点で目標登録判定士数（1,140名）の1/100以上の登録者がいる。

【目 標】

○地震被災建築物応急危険度判定士の目標登録判定士数の確保 1,140名以上の登録を維持

○地震被災建築物応急危険度判定コーディネーターの登録 目標登録判定士数の1/100以上

【施 策】

山口県

- 災害時の支援体制の整備
- 広域的な地震被災建築物応急危険度判定士派遣体制の確保

県・市町

- 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供
- 地震被災建築物応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの確保
- 地震被災建築物応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの技術等の向上のための訓練（講習会）を実施
- 震前判定計画等の整備
- 一般社団法人山口県建築士会、市町及び県が連携した地震被災建築物応急危険度判定士出動のための情報伝達等の訓練を実施

6 消費者への対応

消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【現 状】

- 県、市町の消費生活相談窓口等と連携し、消費者からの建築物に係る相談や苦情への対応を行っている。

【目 標】

- 消費生活相談窓口との連携

【施 策】

特定行政庁

- 消費者部局との連携
- 消費生活相談窓口との連携
- 消費者向け情報の提供

7 特定行政庁の執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要である。特に、建築主事・建築副主事や確認検査員・副確認検査員の将来の配置状況を踏まえた執行業務体制の検討が必要である。

あわせて、令和4年第13次地方分権一括法の改正に伴う建築基準法改正において、これまで建築基準適合判定資格者検定の受検要件であった2年間の実務経験が登録要件となったことや、二級建築基準適合判定資格者検定制度が創設されたことも踏まえ、建築主事・

建築副主事や確認検査員・副確認検査員となりうる若手人材の育成、確保のための取組を行う。

【現 状】

○建築確認業務における指定確認検査機関の比率が高い中、職員が実務を経験する機会が減少しており、職員の人材育成及び審査技術の向上については、依然として課題である。

【目 標】

○審査担当者の審査技術の向上を図るための研修

【施 策】

特定行政庁

- 地域の実情を踏まえつつ、指定確認検査機関等との役割分担を前提に適確な確認検査の執行体制の構築
- 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施
- 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成
- 建築行政連絡会議における意見交換等を通じた、確認審査における法令解釈、運用の判断等、審査担当者のスキルアップ

山口県

- 指定登録機関及び指定事務所登録機関を活用した適確な建築士制度の執行体制の構築（建築士定期講習等の実施）

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築物等の安全性確保は、特定行政庁のみの努力でできるものではなく、以下の関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制の整備が必要である。

特に、平成30年建築基準法改正により、法第6条第1項第1号の特殊建築物のうち当該用途に供する床面積合計100㎡超200㎡以下のものに用途変更する際の確認申請が不要となったこと等に伴い、関係部局との連絡体制の整備、情報共有の推進等の連携を実施する。

- ①警察、消防、福祉等の関係機関
- ②指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関
- ③建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体
- ④建築士会・建築士事務所協会
- ⑤専門技術者団体 ⑥日本建築行政会議 ⑦その他の協力団体（市民団体、NPO等）

(3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。

このため、都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜、実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

【現 状】

- 建築確認・検査のデータベース化及び一般財団法人建築行政情報センターが運用する建築行政共用データベースによる建築士・建築士事務所の登録、処分情報等のデータベース化を図っている。

【目 標】

- 建築確認・検査等に係るデータベース化とその活用

【施 策】

山口県

- 建築士・建築士事務所データベースの適切な維持管理
- データベースによる建築士・建築士事務所の処分情報の共有
- データベース分析による課題抽出と施策検討

特定行政庁

- 建築確認・検査、定期報告の内容のデータベース化
- データベースの分析による課題抽出と施策検討
- 指定確認検査機関とのネットワークの構築

8 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについては、平成22年7月以降に各特定行政庁及び県指定確認検査機関において策定した「円滑な建築確認手続きに係る推進計画書」の内容を踏まえ、引き続き実勢に応じた運用を行うものとする。